

第45回 大阪市人権施策推進審議会 会議録

1 日時

令和4年6月17日（金） 午後1時05分～午後3時15分

2 場所

大阪市役所7階 市会第5委員会室

3 出席者

【審議会委員】 * : Webにて参加

- | | | |
|------------|-----------|----------|
| ・池上 綾子 | ・江淵 桂子 | ・香川 婦美子 |
| ・武田 丈 * | ・辻 義隆 | ・妻木 進吾 * |
| ・中東 宏一 | ・ほそみ たく * | ・前田 直子 * |
| ・三成 美保（会長） | ・森山 よしひさ | ・山田 はじめ |

【事務局】

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ・山本 市民局理事 | ・福岡 ダイバーシティ推進室長 |
| ・藤本 人権企画課長 | ・泉 多文化共生担当課長 |
| ・西田 共生社会づくり支援担当課長 | ・吉田 人権啓発・相談センター所長 |
| ・高橋 人権企画課長代理 | ・佐藤 人権企画課担当係長 |

4 議題

(1) 大阪市人権行政推進計画に基づく令和4年度の取組みについて

ア 「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについて

イ 人権啓発の取組みについて

ウ 人権相談の取組みについて

(2) 個別の課題について

ア 「人権問題に関する市民意識調査」分析から見えてきた課題について

イ 大阪市ファミリーシップ制度（案）について

5 報告

(1) 大阪市多文化共生指針に基づく行動計画について

(2) インターネット上の誹謗中傷対策の動向について

(3) 犯罪被害者等支援について

6 議事

高橋課長代理

ただいまから、第45回大阪市人権施策推進審議会を開催させていただきます。

本日はお忙しいところご参加いただきまして、誠にありがとうございます。本日の司会を担当いたします、人権企画課長代理の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、まず本日の審議会の取扱いをご説明いたします。この審議会につきましては、大阪市人権施策推進審議会規則、及び大阪市人権施策推進審議会運営要綱に基づきまして公開しております。また情報公開の観点から、本日の会議録、会議要旨につきましても、後日、大阪市ホームページに掲載する予定でございます。

なお、本日の開催にあたりまして、審議会場内では、マスク着用や手指消毒などの対策を講じるとともに、窓も開けさせていただいております。事務局の説明をコンパクトにまとめるなど、コロナ禍での効率的な審議会運営に努めてまいりますので、委員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、本日の資料等についてご案内いたします。お手元に、第45回大阪市人権施策推進審議会次第、同審議会委員名簿、配席図をお配りしております。資料につきましては、資料一覧のとおり、お配りしておりますので、その都度、ご確認いただきますようお願いいたします。

続きまして、本日の出席委員の皆様を、事務局より、五十音順でご紹介させていただきます。

池上委員でございます。

江淵委員でございます。

香川委員でございます。

武田委員はWeb参加でございます。

辻委員でございます。

妻木委員はWeb参加でございます。

中東委員でございます。

ほそみ委員はWeb参加でございます。

前田委員もWeb参加でございます。

三成委員、三成会長でございます。

森山委員でございます。

山田委員でございます。

なお、会長代理の矢倉委員からは、ご欠席とのご連絡をいただいております。

また、事務局は紹介を省略させていただきますが、大阪市を代表いたしまして、市民局理事の山本からご挨拶申し上げます。

山本理事

市民局理事の山本でございます。

審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日はお忙しいなかにも拘わりませずご出席を賜り、誠にありがとうございます。委員の皆様方には、平素から本市の人権行政はもとより、市政の各般にわたりお力添えを賜り、御礼を申し上げます。

近年、インターネット上での誹謗中傷や部落差別を助長誘発するような書き込み、ヘイトスピーチの問題、LGBTをはじめ性的少数者に対する偏見、さらには、国の内外におきまして、新型コロナウイルス感染症に端を発する人権侵害事象をはじめ、軍事侵攻や紛争、あるいはそれに伴う避難民の発生など、人々の人権が脅かされる事態が生じており、人権が尊重される社会の実現に向けた取組みが、ますます重要となっております。

本日の審議会では、大阪市の各組織で取り組んでおります「人権の視点！100！」実行プログラム、人権啓発、人権相談の取組みについて、ご審議をいただくことをはじめとしまして、令和2年度に実施いたしました「人権問題に関する市民意識調査」の結果につきまして、学識経験者の方による分析も踏まえ、見えてきた課題について、大阪市として取りまとめをさせていただいたものをご説明させていただきます。

また、性的マイノリティの方を対象とした大阪市パートナーシップ宣誓証明制度につきまして、ファミリーシップ制度への拡充に向けての検討内容をお示しし、ご意見を頂戴したいと考えております。

さらに、インターネット上の誹謗中傷の防止等に関わりまして、大阪府の動向などについて情報共有をさせていただきます。

本日の審議会でのご議論を踏まえ、本市における今後の人権施策の展開に生かしてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方には忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますけれども、開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願い申し上げます。

高橋課長代理

それでは、以降の議事の進行につきましては、三成会長にお願いいたします。

三成会長

はい。それでは、お手元の審議会次第に従い議事を進めてまいります。

議題(1)の「大阪市人権施策推進計画に基づく令和4年度の取組みについて」の「ア」、人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについて、事務局よりご説明をお願いいたします。

高橋課長代理

引き続きまして、人権企画課長代理の高橋でございます。資料1をお開きいただけますでしょうか。

「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについてということで、大阪市におきましては、13年前、平成21年の2月に大阪市人権行政推進計画を策定いたしまして、人権尊重の視点から、市政運営、行政運営を市民と協働して進めるために、これを策定したものでございます。

内容といたしましては、4本建てになっておりまして、そのうちの一つ、指標と言える「人権の視点！

100!」、これを大阪市の各所属で、毎年度、取組みを進めまして、市民の皆様とともに人権尊重の視点で進めさせていただいております。表は、各所属ごとに、令和3年度の取組みの評価内容、それから、令和4年度の策定内容について、一覧にしたものでございます。

各所属において、毎年度、「人権の視点！100!」に基づく実行プログラムを策定実施いたしまして、日常業務の改善見直しに取り組んでいるところでございます。令和3年度のプログラム名称、取組み実績、それから、この「人権の視点！100!」にございます6つの視点のうち、評価できた項目、及び評価できる点について記載するとともに、令和4年度のプログラム名称、取組み目標を6つの視点からの評価が期待される項目について、一覧にした概略でございます。

時間の関係で、すべてをご紹介することはできませんけれども、全体を俯瞰してみたときに、各所属で、単年度というよりも継続した取組みがなされているところが多く見受けられます。

トピックス的にご紹介させていただきますと、区役所でしたら、各区の特性に応じた重点課題の設定に取り組んでおりまして、例えば淀川区でしたら、LGBT等性的少数者の方への積極的な取組みを、もうここ10年行っているところでございます。また、中央区、生野区におきましては、多文化共生、外国人住民への対応ということで、やさしい日本語をはじめとした取組みを区として進めているところでございます。

ここ2年あまり、新型コロナウイルス関連の人権問題に着目した取組みといたしまして、これは全市的な取組みでもございましたけれども、シトラスリボンの着用を全庁的に取り組んだこともあり、例えば、区役所でしたら中央区、阿倍野区、局・室でしたら市政改革室や、契約管財局など、こういった取組みに特化した記載をしていただいております。

最近関心の高まっておりますインターネット上の人権問題への着目ということで、個人情報等とも合わせまして、局・室であれば、政策企画室、健康局、会計室といった各所属において、テーマを絞った研修なり取組みを行っているところでございます。

また、令和4年度の取組みで、今回、目を引きましたものは、ハラスメント関係で、パワハラ、セクハラ、いろんなハラスメントでございますけれども、区役所でしたら東成区、局であれば、こども青少年局や環境局、都市整備局などで、そういった視点に注目して、研修なり取組みを進めているといったものが、目立ったところでございます。

また、この令和4年度の取組みに関しては、来年度、振り返り評価というものを、この審議会でご報告させていただければと思っております。

説明は以上でございます。ご意見、ご質問等ございましたら、どうぞよろしくお願いたします。

三成会長

はい。ありがとうございました。

ただいま事務局から、「人権の視点！100!」実行プログラムの取組みについてのご説明をいただきました。委員の皆様、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、事務局及び各所属において、令和4年度の取組みを進めていただくようお願いいたします。

続きまして、議題(1)の「大阪市人権行政推進計画に基づく、令和3年度の取組みについて」の「イ」、
「人権啓発の取組みについて」、及び「ウ」、「人権相談の取組みについて」、一括でご説明をお願い
し、その後質疑としたいと存じます。

では、事務局から説明をお願いいたします。

吉田所長

人権啓発相談センター所長の吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議題(1)の「イ」、「人権啓発の取組みについて」、及び「ウ」、「人権相談の取組みに
ついて」、一括してご説明させていただきます。

まず、資料2-1の「令和4年度大阪市人権啓発・相談センターにおける啓発事業の取組みについて」で
ございます。

下の方にページ番号を振っておりますが、まず1ページ目の地域密着型市民啓発事業でございます。
地域に根差した啓発の担い手として、ご活躍いただいております人権啓発推進員の方々を対象とした
研修で、人材の育成を図る事業でございます。

平成30年に「大阪市人権啓発推進員制度実施要綱」を定め、人権啓発推進員としての役割を明記し
ているほか、本年4月1日ですが、インターネット上の人権侵害であったり、今日的な人権課題等への
対処等、活動をさらに活発化させるために、委嘱年齢を80歳未満として要綱を改正してまいりました。
6月1日現在で、718名の方々に活躍していただいているところです。

令和4年度の人権啓発推進員の育成事業につきましては、資料記載の研修実施を基本に、委託事業者
を、現在、選定しているところです。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの研修が書面開催となりまして、今年度につき
ましても、感染状況により研修実施が不透明な部分もございますけれども、集合研修が実施できない場
合には、研修資料を配布するほか、研修内容をご理解いただけるような工夫をしてみたいと考
えているところです。

次に、2ページから3ページ目の市民啓発広報事業ですが、様々な媒体等を活用し、市民の方々に人
権問題への理解を深めていただくよう広報を行うものでございます。

最初に、啓発用DVDの購入及び啓発資料の作成ですが、適宜有効な資料を購入、作成し、貸し出し、
配布を行っているところです。啓発用のDVDにつきましては、利用者アンケートなどを参考にしなが
ら、LGBTやコロナ差別、ネットリテラシーなど、様々な人権課題に関する新たなジャンルを含めて購
入し、貸し出ししているところです。保有しております290作品の内訳につきましては、資料に記載の
とおりで、令和3年度の実績としまして、貸し出し本数が404本、延べ9506人の方々に視聴いただい
ております。コロナ禍以前は1,000本前後の貸出本数があったものが大きく減少しておりまして、現在、
来所のみで貸し出しを行っている手法等につきましても、今後検討が必要であると考えているところ
です。

次に、人権啓発情報誌である「大阪市人権だよりKOKOROねっと」でございます。これにつきまし

ては、引き続き、若者層や、地域レベルでの人権の取組みを掲載するほか、誌面内容の充実を図るとともに、ホームページにデジタルブック形式を取り入れて掲載し、読者層の裾野を広げるよう取り組んでまいります。今年度は、年4回発行する予定で、本市関係施設や、140箇所のOsaka Metro 地下鉄の駅等への配架を考えているところです。

特に、10月発行分は、小学校高学年児童向けに4ページの特別号として、37,000部発行いたします。今後、教育委員会と協議しながら、今日的なテーマを題材にして取り組んでまいりたいと考えているところです。昨年度は、約290の小学校、約19,000人の6年生児童を対象に配布し、道徳の授業であったり、ホームルーム等の教材としてご活用いただきました。

また、今後の小学校高学年に向けた人権啓発課題としまして、昨年度のテーマの「インターネットの使い方」でありましたり、「多文化共生」、「インターネットと人権」についても先生方の関心が高いという結果が出てございます。

次に、人権ユニバーサル事業でございます。現在、「性的指向・性自認」をテーマに、事業の実施を検討しているところでございます。企画が固まり次第、プロポーザルによる業者選定を実施してまいります。今年度も、コロナ禍のもとで、どのような形で実施するのがよいのかも含めて、検討しているところです。

この事業は、平成30年度から、東京オリ・パラに向けて、人権意識の高揚を目指して始めたものでございまして、昨年度は障がいのある人にかかる人権啓発教材を作成し、動画等により、主に小学校の高学年に学んでいただけるものとしたしました。

次に、4ページの参加参画型事業でございます。

市民が主体的に人権を学ぶ機会を提供することを目的としておりまして、とりわけ人権への関心を高める必要がある若年者層を対象に、人権意識の醸成を図るといこととしております。

最初に、人権に関する作品募集事業ですが、人権に関するキャッチコピーを募集して、優秀作品を様々な人権啓発の広報、印刷物等に活用するとともに、各区の人権啓発事業に活用していきます。より多くの方々に応募いただけるよう、ホームページや、本市施設のほか、Osaka MetroやJRの各駅、小・中学校、高等学校等へのポスターの掲示を行っているところですが、一般の方々がより多く応募いただけるように、大学や企業団体にもご協力をお願いさせていただく予定としております。

次に、「人権の花運動」、及び「Jリーグ、セレッソ大阪との協働・連携協力事業」ですが、大阪市、大阪法務局、大阪第一人権擁護委員協議会等で構成する「人権啓発活動ネットワーク協議会」の連携事業として、全国一斉に国の基本方針に沿って実施されておりました、コロナ禍であることも考慮しながら、引き続いて実施してまいります。

次に、5ページに移りまして、企業啓発推進事業でございます。市内の企業、事業者等における人権啓発や、人権研修への支援を行う事業でございます。

より効果的な研修内容となるようなテーマや、講師選定を行い、参加者の拡大につなげるものとしております。実施時期や内容につきましては未定ですが、新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害やSDGs、LGBTなど、今日的な人権課題を踏まえて研修を実施してまいります。

その他といたしましては、「新型コロナウイルス感染症に係る人権啓発」でございます。今後も、新

型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、感染症による差別や偏見をなくしていく取組みといたしまして、ホームページやSNSを通じて、また市長出演の動画配信を通じて啓発、周知を行ってまいります。

続きまして効果検証事業です。学識経験者による事業の検証を行っていただいて、PDCAサイクルを回し、効果的、効率的な事業展開を図るものでございます。個々のご意見は紹介いたしません、啓発・相談事業に係る様々なご意見を頂戴しておりまして、十分に念頭に置いた事業実施を図ってまいりたいと考えているところです。

また、資料2-2の「各区役所における人権啓発推進事業の実施計画」でございます。これは4月段階における各区役所の啓発事業の計画です。例年、5月の憲法週間や、12月の人権週間などの節目、また、区民まつりを活用しながら、ほぼ年間を通じて、様々な啓発事業に取り組んでいただいております。新型コロナウイルス感染症の影響もあろうかと存じますが、年度当初の計画ということで、ご覧いただきたいと存じます。

続きまして、資料3にまいります。

大阪市人権啓発・相談センターにおける人権相談の取組みでございます。本事業につきましては、事業を委託しておりまして、専門相談員を配置し、実施しているところです。

平日夜間だけではなく、日曜日と祝日にも相談対応を行っているほか、区役所への出張相談や弁護士相談、さらには他の専門相談機関と連携して、解決、支援等に当たるなど、より相談者ニーズに応じた相談体制としているところです。相談方法につきましては、電話、面談、ファックス、手紙のほか、電子メールによる相談も行っているところです。

大きな2番の令和4年度の取組みですが、複雑多様化しております人権相談に対応し、人権侵害の早期発見と救済を進めていくために、当センターの相談窓口の認知度向上を図るとともに、区役所における人権相談機能の充実、専門相談機関等とのネットワークの充実に向けて取り組んでいます。

まず、(1)の認知度の向上に向けた取組みですが、「センターの存在を知っているか」について、令和3年度に実施した民間ネット調査の結果では17.8%と、目標値よりも低かったのですが、今年度につきましても30%を目標として取り組んでまいりたいと考えております。また、そのうち、人権侵害を受けた場合の相談先として、当センターを選ぶといった有用性につきましても、調査結果で49.4%と目標は未達でしたが、こちらにつきましても、やはり過去の推移を踏まえて、50%を目標ということで取り組んでまいりたいと考えております。

具体の取組みにつきましては、「ア」から「カ」に記載しているとおりですが、特に「ア」に記載の周知ポスターにつきましては、多くの方に見ていただけるように、掲載場所やデザインについて工夫が必要であると考えているところです。

また、「イ」に記載のLINEを活用した情報発信について、新規登録件数100件ということを目指し、進めてまいりたいと考えているところです。

次ページ、(2)の相談に来られた方からの利用満足度につきましては、すでにアンケート等で高い評価をいただいているところですが、引き続き相談者の方々に寄り添った対応をしていくように、委託事業者と調整してまいりたいと考えているところです。

次に、(3)の区役所における人権相談機能の充実に向けた継続的な取組みにつきましては、ケースス

タディの事例研究内容の充実や、区担当者のスキルアップを図るための研修会の実施、また、昨年度より区役所の新任担当者向けの研修を実施しており、業務知識の速やかな習得につながるように、支援を行ってまいりたいと考えているところです。

(4)の専門相談機関とのネットワークの充実に向けた取組みといたしましては、関係会議の開催による体制の連携強化を行うとともに、相談案件を通じたNPO団体等との連携を図ってまいります。

続いて、大きな3番、令和3年度における相談実績についてですが、ご相談いただいた実件数につきましては、令和3年度は2,664件、月平均で222件となっております。昨年度から約380件増加しているところです。また、次ページは相談内容を課題別に分けた課題別件数は3,313件となっております。これは一つの相談で複数の課題に関する相談があるために、課題別の方が実件数よりも多くなっているところです。

相談内容の特徴としましては、障がい者に関する課題が最も多く、27.2%、続いて生活22.8%、労働12.7%と、相談の多い項目になっております。障害者差別解消法で定められている合理的配慮に関するものやパワハラに関する相談、住居の立ち退きに関するもの、福祉サービス支援機関への不満等々の相談が寄せられているところです。

平成30年度より強化相談日を設け、啓発に力を入れてまいりましたLGBTに関する課題の件数につきましては、平成30年度では158件であったものが、昨年度は43件と、ここ数年は減少傾向でございます。また「その他」の項目につきましては、特定の相談者で対話が成立しない方々からのご相談、相談内容の不明瞭なもの等で件数が増えているところです。

続きまして、大きな4番の「新型コロナウイルス感染症に係る人権相談」の実施です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けまして、差別や偏見をなくしていく啓発を行ってまいるとともに、人権相談にも積極的に取り組んでいるところです。「濃厚接触者の方の職場環境の配慮」や、「飲食店の入店拒否」などといった相談が寄せられているところです。

長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

三成会長

はい。ありがとうございました。

ただいま事務局から、人権啓発の取組み及び人権相談の取組みについてのご説明がありました。ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。内容の確認でも結構です。

どうぞ。

香川委員

すいません。今ご説明いただいた「人権の花運動」とか、区役所での特設人権相談とか、まさに私がやっている分野でございまして、ありがとうございます。

昨日も、ちょうど小学校の校長先生をお訪ねして、「人権の花運動」にご協力いただきたいということをお話ししました。毎年、自分の区の学校を回って、校長先生に人権の花ってこういうことという説明に上がって、資料をお持ちしてということをやっております。私は人権擁護委員として働かせてい

ただいてるのですが、なかなか人権っていうのは、本当に皆さんご理解っていうか、ぱっと明るく受けていただけないというところがあります。ちゃんと説明して、子どものためにというふうなことを申し上げて、そうするとだんだんと先生方も打ち解けてくるというか、子どものためなんですね、こういう説明をしていただくんですねみたいな感じで、ご理解いただけるんです。うちのほうは14小学校ございまして、もうあと3校でふた回りします。毎年それをさせていただいているのですが、もう少し人権に対して、気持ちよくというか、ご理解をいただければいいなっていうことを毎年思います。私たち人権啓発推進員は8人おりますけれども、その推進員の中でも、人権ということにはちょっと距離があるというか、もうちょっとこうしないといけないんじゃないかみたいな感じのところもあるんです。3年ぶりに、うちの区の総会、この人権啓発推進員たちの総会を終えまして、なんにも覇気がないというか、そういうふうなところで、何かちょっと勉強会をしないかっていうことを提案させていただいたりしました。推進員をやっているのも、普通に頼まれたからやっているだけではなく、やっぱりちょっと高い意識を持って、やっていただけるようになればいいのになあと、ずっと思っております。

たくさん私がやっていることを、今、みんなおっしゃっていただけましたので、そういうことだと納得いたしました。ありがとうございます。

三成会長

ありがとうございます。

現場の悩みもお伝えいただいたんですけど、今後とも、また市としても頑張っていただきたいという、お願いの言葉でもあったかと思えます。

他に、何か、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

山田委員

よろしいですか。

資料3を拝見していたところなんですけれど、昨年もこういうご説明をいただいたなと思いながら、この令和4年度の取組みということで縷々書いていただいて、非常に大事だなと思ったんです。直接、人権に絡む問題じゃなくても、隣接領域というか、様々なご相談があるという中で、それを相談員さんが適切につなぐっていうところも求められる、非常に高いスキルが求められる仕事になっているなと思いながら、そういう難しさがあると思いながら拝見していたところです。どう言ったらいいのか、人権というところと、どこに適切につなぐのかという、その両方が求められるなと思いながら、拝見した次第でございます。

三成会長

何か、ご説明はございますか。

吉田所長

まず、香川委員からおっしゃっていただいた人権の取組みにつきましては、資料の2-1の検証事業の

ほうで、検証委員の先生からもご意見を頂戴したところですが、この資料のまさに最後のところで人権行政について書いていますが、人権に関する取組みはなかなか効果が出にくい分野であるけども、粘り強く事業を実施することが肝要だと、そういうご意見を頂戴したところでございます。

委員にご意見いただいたように、まさにいろいろな関係機関が一緒になって人権について、わかりやすく取り組んでいって、様々な年齢層がありますけども、わかりやすい事業展開をしていって、人権ってというのは身近な問題であると、課題であるというようなところは、何となく入って行って何となく身についたっていいですか、わかりやすく、事業展開してまいりたいと考えているところでございます。

また、山田委員から、おっしゃっていただきましたけども、やはり人権相談につきましては、なかなか難しい、スキルも高いいろんな知識を持っておく必要があるかと思えます。相談の中には、ご家庭の相談であったりとか、様々な悩みを抱えている方がたくさんおられますので、相談員の方が、常に考えて対応していただいているんですけども、まずはしっかりと話を傾聴して、どういうふうな悩みを持っておられて、どういうふうな生活を送っているかというようなところも含めて、話を聞かせていただいて、適切に関係機関といいますか、専門の相談機関に繋ぐようなというふうなことで、引き続いて頑張ってまいりたいと思えます。

三成会長

はい。ありがとうございました。

他、何かございますか。よろしいですか。

では、先ほど事務局からご説明いただいたとおり、今後の人権啓発・相談について引き続き、着実に進めていただきますようお願いいたします。

では、議事を進めてまいります。

議題(2)の「ア」、「人権問題に関する市民意識調査分析から見えてきた課題について」、事務局からご説明をお願いいたします。

藤本課長

人権企画課長の藤本でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

資料4-1に基づき説明させていただきますが、この分析についての参考としていただく資料としまして、資料の4-2を添付しておりますので、適宜ご参照いただければと思います。

大阪市では人権施策の効果的な推進に向けて、市民の人権に関する意識の変化や動向を把握するため、令和2年度に「人権問題に関する市民意識調査」を実施しました。

調査結果については、令和3年6月に取りまとめ、前々回の第43回の審議会でも、概要のご説明をさせていただくとともに、大阪市のホームページで公表しております。先ほどの資料4-2の2ページから3ページ分は、ホームページに掲載しております概要を、参考資料としてつけさせていただきます。

その後、社会学者の神原文子先生、大阪府立大学教授、現在は大阪公立大学の教授でございます西田

芳正先生のお二人の学識経験者に、前回の平成27年度に実施した調査結果、あるいは前々回の平成22年度に実施した調査結果等との比較等を含めた詳細分析を行っていただきました。

神原先生の分析結果に関する資料は、資料の4-2では全体ページ番号を付しておらずわかりにくいのですが、5ページから27ページまでとなっております。神原先生から提出いただきました報告書につきましては、統計的な分析を含む全128ページの分量となるため、今回の資料としましては、全文掲載に替えまして、全体構成、分析課題等が示された「はじめに」は全部、分析結果が集約された「まとめにかえて」は全部、そして分析におきまして示された知見をまとめた「分析において示された知見」を資料とさせていただきます。なお、神原先生の分析報告書の全文は、後日、大阪市のホームページに掲載する予定となっております。

神原先生の報告につきましては、令和2年度調査を、平成27年度調査、あるいはそれ以前の平成22年度調査との比較を、統計調査の手法を用い、人権意識や差別意識を測定する尺度を構成されまして、統計的に人権意識や差別意識に変化が見られるかどうかということを検討され、変化が見られる場合にはその要因について検討していく、そういった分析となっております。

神原先生の分析において示された主な知見としましては、差別についての考え方の経年変化として、「差別されている人は、まず自分たちが差別されないよう努力する必要がある」、及び「差別の原因は、差別される人の側に問題があることが多い」という問については、平成22年、平成27年、令和2年と、これらの考えを否定する割合が高くなっている。これら差別について、考え方に改善が見られ、また「差別があることを口に出さないでそっとしておけばよい」という問についても、平成27年よりも、令和2年の方が、この考えを否定する割合が高くなっているというような知見を示されています。

すみません。今、申し上げているところについては、直接資料には記載されていないところでございます。

また、同和問題に関しましても、「結婚相手を考える際に、相手が同和地区出身者かどうかについて、気になるかどうか」という懸念意識について、20歳代では、平成22年よりも、平成27年、令和2年における「あてはまる」の比率が大幅に減少し、懸念意識が弱くなっているものの、全体としては、懸念意識の経年変化があるとは言えない、などのご指摘をいただいております。

また、西田先生の報告書につきましては、同じく資料4-2の28ページから66ページまでとなっております。

個別の設問に対する回答に着目いただきまして、必要に応じて他の項目との関連や、過去の調査の同一設問との比較などの検討も加えていただき、自由記述欄の内容についての分析も織り込むことで、市民の人権意識に関わる特徴を明らかにしていただく、このような内容となっております。

示された主な知見といたしまして、個別の人権課題に関する関心については、前回調査と同様、身近にあり、自身が当事者になる、あるいは、なる可能性がある人権課題に高い関心が向けられて、前回の調査から回答が増加したものとしては、LGBT、犯罪被害者と家族、インターネット、性的搾取、外国人などが挙げられ、近年関心を集めた事件や、当事者による活動と、その報道の影響が背景にあることが推測できる。

また、差別についての考え方については、「差別行為を行うこと」に9割超え、「差別意識を持つこ

と」についても8割の回答者が「許されない」に同意すると回答していること。新設項目である「差別問題は自分には関係ない」への同意が、1割弱であるという結果等を挙げ、差別を許されないものとする意識の定着の表れ、などといった分析をいただいております。

このような両先生の報告書を拝読しながら、本市といたしましても、結果の分析を進めてきましたところ、資料4-1に記載しているような主な課題が見えてきたと考えております。

資料4-1に戻っていただきまして、順にご説明させていただきたいと思っております。

まず「様々な人権問題に対する市民の関心度について」でございます。「こども」、「個人情報」、「女性」、「障がい」、「高齢者」など、自分自身や身近な人が当事者になる、あるいはなる可能性がある問題への関心が高く、今回新たに選択肢に加えました、「新型コロナウイルス感染症」への関心も高くなっております。

先ほど、西田先生の分析でご説明させていただいた知見と同様、自分が関わる可能性のある問題への関心が高く、そうではないものについては低いということでございまして、そのパーセンテージについて、下の方に資料として記載させていただいております。

このような結果から、私どもとしましては、引き続き、様々な人権問題について、自分とは無関係ということだけでなく、広く関心を持ってもらい、差別や偏見の解消に向け理解を深め、人権感覚を高めてもらえるような啓発や学習機会の提供を行うことが必要であると考えております。

二つ目としまして、「同和問題に関する差別意識や偏見について」でございます。下の方に結婚相手を考える際に気になること、住宅を選ぶ際「避ける」、「どちらかと言えば避ける」の条件の数値について記載させていただいております。数値については全体的に改善の兆しが見られるところでございますが、この点につきましては神原先生の報告書の中で触れられており、結婚相手を考える際に、相手が同和地区出身者かどうかについて、気になるかどうかという懸念意識について、先ほど申し上げたように20歳代では、減少しているんですけども、全体としては、懸念意識の経年変化があるとは言えないとのこと指摘をいただいております。

また、住宅を選ぶ際の、同和地区を避けるかどうかという忌避意識、こちらも全体では、平成22年、平成27年の調査よりも、令和2年の調査において忌避意識は弱くなっているものの、それは70歳以上の忌避意識が弱くなったことの影響が多いというような分析をされているところでございます。

そういったことを踏まえまして、やはり結婚相手を考える際の選択や住宅選択の際の忌避意識などは、依然としてやはり残っているということでございまして、私どもとしましては差別意識は改善が見られるものの依然として残っており、引き続き同和問題(部落差別)に関する現状を、市民の方に正しく理解してもらえる教育が必要である。このように考えております。

裏面にまいりまして、「大阪市の人権問題への取組みについて」でございます。ここで多文化共生の意識についてと、大阪市の犯罪被害者等支援施策についてと、二つを取り上げております。

多文化共生の意識については、前回、平成27年度の調査で初めて取り上げた設問でございます。その後、大阪市においては、令和2年度に多文化共生指針を策定し、取組みを進めているところです。指針に基づく大阪市の取組みにつきましては、後ほど報告案件でご説明させていただきますが、この意識調査では、外国人の増加について、外国の言語、文化、習慣を知る機会が増えると好意的にとらえる

回答が多いものの、習慣や文化の違いから起こる恐れがあるトラブルなどが不安であるとの回答も少なくありません。この辺りにつきましては、神原、西田両先生の報告書の中でも、触れられているところでございます。

次に、大阪市の犯罪被害者等支援策については、今回の調査で初めて取り上げた設問でございます。犯罪被害者等支援施策については、令和2年度に条例を施行し、条例の施行にあわせ、犯罪被害者等支援のための総合相談窓口に専任の職員を配置するなど、機能強化を図るとともに、見舞い金の支給などによる支援を行っているところで、こちらにつきましても、後ほど報告事項で取組みについてご説明させていただくんですが、令和2年度に実施した今回の調査では残念ながら認知度は非常に低いという結果です。

この点について、西田先生は報告書の中で、「条例が令和2年に施行されて間もないこと」（施行されてから12月、1月の調査だったものです）「から致し方ない面もあるとしながらも、やはり相談窓口の設置や、見舞金支給などの支援について、大多数のものが知らず、特に若い世代にはほとんど知られていない、その一方で、人権についての関心、犯罪被害者とその家族または遺族の人権についての市民の関心は非常に高く、積極的な広報周知活動が求められている」と指摘されております。

私どもとしましては、多文化共生を進めていく上で、外国人住民に対して、日本の習慣、文化、制度等について情報提供するとともに、地域社会においては、外国人住民との交流等を通じて、相互の不安感の解消に努め、相互理解を促進することが必要であると考えております。

また、犯罪被害者等支援のための総合相談窓口の設置や、各種支援など、大阪市の支援制度の認知度は低く、特に若い世代についてはことさら低いというようなことございますので、こういった若い世代への浸透を含め、積極的に周知啓発を進めることが必要だと考えております。

最後に、若い世代の啓発ということが出たところですが、こちらにつきまして、若い世代にどういったアプローチをしていくかというのは、これは人権に限らず様々な行政施策においても課題となっているところでございます。人権啓発についても、LINEを活用した発信など、試行錯誤しながら、取り組んでいるところでございます。

西田先生は、報告書の中で、人権問題の解決に向け、行政が重点的に取り組むべきと考えるものとして、LINE、Twitter、Facebookなど、SNSが、新聞、テレビ、ラジオによる方法に次いで2番目に高く、SNSを用いた発信への期待度が高いと分析されております。

この点について、私どもも、10代、20代と、それと全体を比較したところ、資料にお示ししているとおり、若い世代では、SNSを活用した情報発信が、もうマスメディアを上回る数値となっており、私どもとしては引き続き若い世代に対する効果的な教育啓発の実施を課題としつつ、SNSを活用した啓発や、先ほど人権啓発・相談センターの説明にもあった「KOKOROねっと」の小学校での冊子配布による周知、またこの冊子の内容をSNSで紹介するなど、こういったところに力を入れていくことが必要であると考えております。

現在のところ、この意識調査の結果を踏まえまして、私どもとしましては、こうした課題整理をしているところでございます。この点につきまして、審議会で委員の皆様のご意見をお伺いしまして、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

三成会長

はい。ありがとうございました。

それでは、この人権問題に関する市民意識調査分析から見えてきた課題について、ご意見やご質問等ございませんでしょうか。お二人の学識者からの資料をつけてくださっておりますけれども、いかがでしょうか。

はいどうぞ。どうぞ、妻木先生。

妻木委員

はい。龍谷大学の妻木です。

経年的に意識を把握していくっていうのは非常に重要だと思いますし、調査、分析がされていて興味深く拝見したのですが、ちょっと気になるのは、ここ10年、15年ぐらいで回収率がかなり下がっている。なので、そこのところのフォローを今後検討していく必要があるんじゃないのかなというのが、1点です。

90年代とか2000年代初頭だと50%ぐらいあったのが、15、6ポイントぐらい回収率が下がっているので、このままやり続けるというのもちょっと厳しいかなと。経年的な比較などのためにも、調査方法をそろえて、質問項目もある程度そろえてというのも必要だと思うんですが、それもやる一方で、例えば、調査会社が持っているサンプルで調査をすとかして、年齢・性別データを収集したほうが、その可能性も検討してもいいのかなというのが、1点です。

それに関わって、回収率の低下っていうのもあるので、単純集計で議論していくっていうのは結構危ういなというので、神原先生とか、かなり詳細な複雑な分析をされていて、変数間の関係を丹念に練られていろいろ知見を出されていますが、やはり、そっちの方、そこで得られた知見っていうのを重視していったほうがいいんじゃないのかなと。

例えば、人権教育とか、啓発とか、意図せざる結果をもたらすことがあるので、たんに啓発をたくさんするとか、学習機会を増やすだけじゃなくて、その伝え方、内容が重要だというような指摘があったかなと思うんです。そのあたりを是非、現状把握するだけじゃなくて、調査で得られた、そういった知見についても、今後の啓発等に生かして行かれたら、調査の意味がより出てくるのかなというふうに思いました。以上です。

三成会長

ありがとうございました。

どんどん関連するような形で、まずは最初、皆様のご意見をいただけたらと。

先ほど、回収率が低いということですがけれども、調査票を郵送して回収しているという従来通りの調査方法ですね。これ本当は一番確実なんですけれど、若い世代が規模的にもインターネット依存ということになると、帰ってくる回収率、若い人の意見というのを得ようとする、Web調査とかそういうのを、適宜取り入れていく必要もあるのかなあという印象もあるんですけども、この辺りも含め

て、ちょっと後で、お考えをお聞きしたいというふうに思います。

他、何か、皆様いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

江淵委員

すごく感想的な意見ですが、西田先生の最後の分析は興味深く拝見したんですけれども、最初の方に、市民が経験している深刻な生きづらさというところがあるかと思うんです。人権問題に対する市民の意識調査は、差別であるとか偏見の解消に向けて、どのように意識は変化しているのかってことを見ると思うのですけれども、回答している人の生きづらさに応じて、やっぱり差別意識ってこう変わって行っているのだろうなと、すごく感じました。

その方がすごく生きづらさを感じているときに、優遇されている人が許せないとか、曖昧な情報で同和に利権があるんじゃないかとか、曖昧な情報から差別意識が働いてしまったりとか、その方自身がしんどい中で、その差が許せないみたいな差別意識が高まる傾向にあるのかなというふうに思います。人権に取り組むにあたって、人件意識を高めよう、解消しよう、差別をやめよう、だけではなくって、やっぱりその一人ひとりの市民の、この生きづらさを解消するような取組みが、市の他の部署の施策と連携した取組みが重要だと思います。この生きづらさの中に、こういった人権が侵害されている市民の存在が明らかになったことは重く受けとめなければならない、というふうな一文がありますけれども、そういった方たちに、じゃあ何を、施策として何ができるのかっていうような情報提供ができるのかとか、そういったことを工夫していかないと、結局こういった差別意識っていうのはなくなっていくのかないのかなというふうに感じました。

三成会長

はい。ありがとうございます。

この調査に関するもの、あるいはその報告書に関するご意見ご感想でも結構ですので、何かこの機会に、ご意見頂戴できればと思います。

他、いかがですか。

はい、どうぞ。

池上委員

先ほどのアンケートの取り方とかですね、ちょっと回収率が悪いとか、そういうふうなお話と、それから西田先生の最後のほうの自由記述欄に対しての感想とかのところ、「学校で教えないほうが、差別意識を助長しない」というような自由意見も多かったという感想もここに書かれています。今ちょうど始まったばかりで、変わったばかりで難しいのかもしれませんが、高校在籍中に成人を迎える学生っていうのが、現実にもこの春からおられるわけです。SNSとかでの危険性とかがあり、子どもたちがどういうふうにインターネットとかSNSを活用しているのかアンケートをとること、いい面もあれば悪いふうに作用する場合もあると思います。そこでやっぱり若年層に、何かそういう働きかけ

とか、もう少し何かこう人権問題についての意識を高めることを学校現場と連携できないものなのかなど。道徳の授業とかっていうのは、否定的な時期もありましたし、どうしても何かこう、学校としての関わり方ってというのが薄いのが現状としてあるっていうふうに思います。そこをもう少し、何か一緒に出来ないか、やっぱりこれからの未来を背負っていく若い人たちには、もう少し意識をもってもらいたいし、学校現場の活用をしていただけたらなど。

三成会長

「KOKOROねっと」を配布しておられる、これはとてもいい取り組みだと思うんですけども、それを超えて、さらに学校といかなる連携を図るのかというご意見、ご質問だったと思います。

他、何かございませんか。

ほそみ委員どうぞ。

ほそみ委員（Web参加のほそみ委員のPCのマイク不調のため、チャットで意見）

アンケートの回答数に対して、性別を回答したくなる人が一定数いらっしゃるということに意味があると思います。

三成会長

今のご意見というのは、この調査でもやはりLGBTQの人達の一定の割合が読み取れるのではないかとのご指摘だろうと思います。

以前に大阪市が人口問題研究所ですか釜野先生と一緒になさった研究調査結果では、大体9%弱くらいLGBTQのQが多かったということで、そういう割合が出ておりますので、今回の調査でも、そうした選択肢、性別について、男性と女性とは、異なる形の答え方をしているという方がおられたということ、やはりそれは重く受けとめないといけないんじゃないかというご意見だったというふうに思います。

他に、何か、ございますか。ご指摘、ご意見は。

では、今いろいろご意見を頂戴したんですけども、事務局の方から少し論点を整理していただいて、ご回答できる範囲でご回答いただけたらと思います。

藤本課長

はい。皆さん、様々なご意見、活発にいただきまして、ありがとうございます。

まず、今、ほそみ委員からあったご意見について、三成委員が、いろんな情報を交えて、まとめていただきまして、我々としても、まさにそのように受けとめておりまして、やはりこれまでは、いろんな調査の中で、男性・女性という性別のところ、に、「その他」とかですね、「答えたくない」という選択肢ってというのが、我々の行政の中でも広まってきております。

先ほど三成先生が、おっしゃっていたような世の中の動きってものを反映したものかと思っておりますし、そういったことを非常に大事にしながら、政策につなげていくというようなことになろう

かと思えます。

あと、順番に、お話をさせていただきますと、まずアンケートの回収率につきまして、これも我々の人権というようなアンケート、かなり選択肢が多くて、答えるのが非常に大変なところで、民間の調査のように何か特典があるというようなこともない中で、お答えいただいているのは非常にありがたいことだなと思っています。

その一方で、回収率というのが、一定下がってきているってところもありまして、今後の検討としましては、調査票の送付につきましては、統計的なことも踏まえ無作為抽出ということで送らしていただくというところまでは、そういった形をとりつつも、例えば回答については、Webで回答できるようなことというの、研究をしていきたいなというようなことで考えております。

妻木先生からはもう1点、民間の調査といったような活用というご提案もいただいております。人権の意識調査については、5年に1度というスパンでさせていただいておりますけども、毎年、それを補完するような形で、民間ネット調査という手法でやっております、いろいろな人権に関するアンケートをとらせていただいているところです。

こちらの方につきまして、民間の会社の方が持っているユーザーさんとかの特性とかというのもありまして、正直ここ何年かやっている中で、受けてくれている民間事業者により、回答の性質と申しますか、ちょっと人権の意識が高めに出たりとか、若干低めに出たりというような面もありますので、これはやはり、5年に一度の意識調査というのを基本にしつつ、補完する形で取り入れていくことで、進めてまいりたいと考えております。

あと妻木先生のほうから、単純集計の結果だけでは、なかなか見えてないものがあるので、分析結果の変数間の関係性などを踏まえた知見を重視した方がよい、というようなご意見につきまして、我々もそちらのほうについても、やはり重要ななと思っていますので、引き続き、そういった詳細分析、専門家の先生方のお力も借りながら、その分析に力を入れていきたいなと思っています。

また、啓発の伝え方が大事ということにつきましても、これはずっと課題になっているところで、引き続きの課題として進めてまいりたいと思っております。

江淵委員のほうから、西田先生のまとめの中で、深刻な生きづらさというようなところ、こういった生きづらさに応じて、差別意識であったりとか、行動というのが顕れてくるというご意見で、やはりいろんな施策との連携で進めていただきたい、というご意見だったと思います。

やはり、このコロナ禍の中であったり、あるいはウクライナの情勢など厳しい状況になった時に、そういった閉じ込められていた感覚というか、そういったものが、ときに暴力的であったりとかで出てくるっていうことは、やはりここ何年かで、もう実際に見えてきているということであろうと思います。

様々な施策に結びついてというところにつきまして、大阪市につきましては、人権の取りまとめについて、こういった人権の審議会等のご意見をいただきながら、市民局のダイバーシティ推進室が中心となって旗振りをしていっているところですが、それぞれの施策において、人権の意識を政策に反映していただくのが大事だという総合人権の考え方で、人権の意識を持って取り組んでいただいております、例えばコロナの関係等につきましては、健康局のほうが中心になりまして、様々な取組みも

していただいておりますし、福祉の関係についても、そういった観点で取組みをしているところがございます。引き続き、各施策において、人権の視点を持って、あるいは場合によっては我々と連携し、取り組んでいきたいというふうに考えております。

あと、池上委員のほうからは、アンケートの件についてもご意見をいただきましたが、学校現場との関わりというようなことで、また今回の部分でいうと人権啓発という観点で、この主に人権啓発・相談センターが担っているような取組みのご紹介をさせていただいたところで、その中では学校のほうに、啓発誌を配布しているようなところが出ておりますが、学校現場のほうにおきましても、各種人権の取組みを、学校の校長先生なりの意向に基づきまして、様々な取組みをしております。

ただ、やはり近年、取り組むべき課題というのが、非常に多岐にわたっておりまして、今回の分析結果の中でも、前回と比べて非常に高くなっているLGBTであったりとか、犯罪被害者の人権であったりとか、そういった人権の課題自体の広がりがある中で、学校の方でも、その時々学校の実情に応じた取り上げ方ということをしていただいております。

また、必要に応じて、我々のほうでも、後ほど犯罪被害者等支援等の取組みもご説明させていただきますが、そういった人権という柱でアプローチする中でも、学校との連携というのを取ってきておりますので、引き続きそういった形で、池上委員もおっしゃっていたような観点から、取組みを連携して進めてまいりたいというふうに考えております。

大体、いただいた意見で、お答えできるところについてはお答えできたかなと思っております。何か、漏れている点がありましたら。

三成会長

よろしいですか。

今、委員の皆様からもご指摘いただいて、そして事務局からもご回答いただいたと思います。つまり、人権教育を行うこと自体が、つまり「寝た子を起すな」ということでマイナスだというこの考え方をいかに克服するのは非常に重要だと思いますので、人権について知らないこと自体がもう人権侵害になるという、この考え方をですね、ぜひ徹底していただきたいというふうに思います。

それで言うと、教育現場で児童生徒宛にいろいろ資料を配るというのは、とても重要だと思います。今、ご説明があったように、どんどん人権課題が新しい課題でバージョンアップしているので、おそらく先生方とか、あるいは地域の方が、その新しい人権のあり方とか知識とかですね、対応の仕方について行けていないという部分があるかと思えます。子どもが新しいことを知っていて、親の世代がちょっとついていけないというギャップを、区とかですね、そういうところの地域密着型で、どんどん解消していただくことが大事なかなというふうに、お話を伺いながら思いました。どうぞよろしく願いいたします。

では、今の点については、よろしいでしょうか。

続きまして、議題(2)の「イ 大阪市ファミリーシップ制度(案)」という、新しい案が出ておりますけれども、これについて事務局からご説明お願いいたします。

藤本課長

はい。引き続きまして、人権企画課長の藤本からご説明させていただきます。資料5でご説明をさせていただきます。

大阪市では、性的マイノリティの方が、その人権を尊重され、自己実現を目指して、生きがいのある人生を創造することができる、自由平等で公正な誰もが生きやすい社会の実現を一層進めるために、平成30年7月から、LGBTなどの性的マイノリティの方を対象とした大阪市パートナーシップ宣誓証明制度を実施していますが、近年はパートナーシップ宣誓者だけではなく、パートナーシップ宣誓者の子どもも含め、ファミリーとして公に証明するファミリーシップ制度を導入している自治体もございます。

大阪市では現行のパートナーシップ宣誓制度を、当事者の目線に立って、より使いやすい制度とするために、大阪市内で活動されている当事者の方や有識者の方からご意見を伺い、資料の「大阪市ファミリーシップ制度（案）」としてまとめました。

はじめに、取りまとめにあたって参考とさせていただいた、ヒアリングの中でのご意見を、幾つかご紹介させていただきたいと思えます。

当事者の方からのご意見として、子どもを含めた制度が必要となる具体的なお困りごとというよりは、法的にそういった関係性を認められているという精神的な安定感につながるというようなご意見、あと、パートナーの一方が死亡した場合でも、ファミリーシップ関係がすべてなくなるのではなく、子どもとの関係をつなぐ証明として残しておくことができないかというご意見、また、子どもとの関係で、成人になったとき自動的にファミリーシップが解消されるという形の制度設計がされている実態もあるのですが、自動的に解消されるのではなくて、その本人の意思によって解消したいと思えばその時に解消すればいいのではないかとといったご意見をいただきました。

有識者の先生方からは、制度の対象者について、原則として想定は未成年の子で良いと思うが、その幅を持たせるということがよいのではないかとのご意見。また、ファミリーシップ関係の解消について、パートナーシップ関係が解消したときや、当事者の一方が死亡したときにも当然解消をしないとしているのは、よいのではないかとのご意見。あと、パートナーシップ関係が一方の死亡等により解消された場合でも、ファミリーシップは維持されるのは画期的でいいと、これも同じ意見でございます。

その他、リスク管理という観点で、今、受領書というのを渡しているのですが、大阪市は対象人口のほうも多いので、関係解消時について関係が常に良好な関係の場合ばかりじゃなくて、こじれたときのこととも考えていた方がいいんじゃないかと。パートナーシップ関係が解消されたときに、一方だけで返還に来るとか、そういった時の効果っていうのが、引き続くのか、そうでないのか。実際にどうやっていくのかというのは、慎重に考えるべきではないかと。あと、対象者の要件を満たさなくなったパートナーシップ関係というのが解消されたとか等、要件を満たしていなかった場合については効果がなくなることや、効果がなかったものにするといったことを盛り込むことも考えた方がいいのではないかと。というようなご意見をいただいて、この案をまとめたところでございます。

資料5のほうに戻っていただきまして、まず制度全体につきまして、マイノリティの方のパートナー

同士、このパートナーシップのところ、どちらかのお子さんを含めたファミリーというところにしていこうという、ここが一つ加わる大きなポイントでございます。

そここのところ、第1のところに書かせていただいております、次に第2「制度の対象者」、第3「ファミリーシップ関係を証明するに当たっての対象者要件」、それぞれ2)のところに当たるところに、この子どもさんの対象というのが、このパートナーシップ関係にある人の子の関係で、この子の中には、養子も含む、そのような制度としております。

次に、第4「宣誓の方法」の2)のところですが、口頭を含めたファミリーシップ関係を届け出宣誓する場合に、パートナーシップ関係にあるものの子等が15歳以上のものは、原則本人が自署した宣誓書に、必要な書類を添付して提出するという形にしております。

ここはどういったことかと言いますと、15歳以上のものということで、民法で15歳をもって養子等に関する意思決定の能力を持っているという取扱いをされておまして、他都市においても15歳以上の人については、この人の意思を尊重するというやり方がよいのじゃないかということで取り上げている都市が多うございまして、大阪市についても同様の趣旨で、15歳以上の方については、本人意思をもって、このファミリーシップに入らせていただく、そのような制度の設計をしております。

2ページ目のほうに移りまして、「受領証の交付」ということで、今パートナーの方、お2人にそれぞれ受領証をお渡ししております。他都市の場合は、子どもさんをファミリーシップに入れても、この受領証についてはこのパートナーの方だけという場合もありますが、大阪市が今考えておりますのは、このパートナーシップの関係にある、お子さんにもこの受領書というのをお渡ししようと、そういう制度の設計で考えております。

次に、下のほうに行きまして、受領書の返還ということで、基本的にパートナーシップ関係を解消されたときについては、受領証をお返しいただくということになっているのですが、先ほど有識者の方のアドバイスにもあったように、関係性とかうまい形で解消されている場合ばかりでもないというようなこともありまして、そういったところを、この第8、第9で載せております。

第8の(3)のところについては、解消されるときも、15歳以上の方については、その意思を尊重しようということで、ファミリーシップ関係を宣誓するときには15歳未満であった方が15歳以上になったときは、この方がみずからの意思で、パートナーシップ、ファミリーシップ関係から抜けようと思うときには、そういう手続きをできるようにしようということでございます。

第8のただし書きは飛ばさせていただき、次のページの第9で、宣誓の効果が失われる場合を記載しております。ここも有識者の方からアドバイスをいただいたことを踏まえたところで、近年はパートナーシップ制度、あるいはファミリーシップ制度を取り入れている自治体が多くなっておりますが、大阪でパートナーシップ関係あったところが解消をされないで他の自治体に行ったとき、別のパートナーと新しい関係を結ぼうとされたときに、結果的にいわゆる重婚のような関係になってしまうようなことも考えられるということで、そういうことを防ぐような形で効果が失われる場合ということで、盛り込ませていただいております。

前の第8のただし書きのところ、引き続き受領証を保持することを希望する場合は、この限りではないということですが、基本的には、ここに書かれた状態になったときは受領証を返していただくので

すが、パートナーシップ宣誓をされて、どちらか亡くなった場合については、本来ならば返還をいただくのですが、この方とパートナーシップ宣誓をしたという事実を残しておきたいというような場合、あるいは他都市連携を今後考えたときに、引っ越し前の自治体でパートナーシップ関係にある、ファミリーシップ関係にあるという証明を持っておれば、引っ越して行った先で一部の手続き、例えばパートナーシップ関係にあるよってというような証明の一部を省略できたりする場合、本来であれば大阪市から出て行くときには返還ということになるのですが、持ち続けていただいてということも想定しまして、このような形とさせていただきます。

あと、最後のところ、第13「その他」で書いておりますのは、この新しいファミリーシップ制度に移行しましたら、その後に宣誓に来られる方につきましては、ファミリーシップ宣誓制度、宣誓の受領証というようなもの、子どもさんがいないパートナーの関係の方にもそういう受領証をお渡しすることになるのですが、すでに大阪市の方ではパートナーシップ宣誓をされて受領書を持っておられ、新たにわざわざファミリーシップ制度の登録申請をする必要がない方も当然いらっしゃいますので、そのときには、このパートナーシップ宣誓制度の受領証を持っておられる方についても、引き続きそのカードが使えるようにしたいという趣旨で、二つの制度は併存するような形にしたいということでの記載という形になっております。

全体の説明としてはこのようなことになっておりまして、今後、本日ご意見を伺った後に、要綱への反映作業などを経まして、7月下旬にはこういった制度ということの公表を行いつつ、8月からの制度開始を目指し、準備作業を進めてまいりたいと考えております。

私からの説明は、以上でございます。

三成会長

ファミリーシップ制度（案）について、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

森山委員

パートナーシップ登録したときに、ファミリーシップ制度もそうですけれども、市営住宅の申込み、大阪市独自の市営住宅の申込みが、このパートナーシップ制度を登録した人はできるということぐらいいかなというふうに思っているんです。今後、もうちょっとこれを制度的に増やしていったらんと、登録はするわ、制度的には使えない、ということになってきていると思うんですけど。今は市営住宅だけだと思うのだけでも、その他に何か、今後していこう、制度を使って活用できるというふうなものを、考えているものはあるのですか。

福岡室長

市民局ダイバーシティ推進室長の福岡でございます。

市の部署の事業に関わってのメニューで言いますと、今、先生お示しの市営住宅っていう部分があ

りまして、ただ一方で、実は当事者の方からアンケートを取った結果として聞いておりますのは、例えば民間病院で、パートナーであるということを証明しないと、手術の同意だったりとか、詳しい病状の説明を受けられない、そういうことに対して、もちろん病院機構の方は我々の方から働きかけも徹底もさせていただいておるんですけども、やっぱり民間病院さんにおいてはその辺の温度差があるってということで、どうもはじかれてしまうんで、その辺の周知をお願いしたいというようなご要望もいただいているところです。

ですので、今目先のところで、市として何かメニューを増やしていこうというよりは、むしろ民間さんも含めて機運の醸成であったりとか、理解の促進のほうを広げて欲しいというのは当事者の方からのご要望かなというふうに受けとめております。はい。以上です。

三成会長

はい、どうぞ。

高橋課長代理

人権企画の高橋でございます。

少し補足をさせていただきますと、森山委員おっしゃるとおり、市のメニューとしては、市営住宅に入れるかどうかというところが、かなり大きなものが一つとしてあるんですけども、今、福岡が申しましたように、メニューとしては、市としては限定的なものですけれども、市営住宅のほかに、犯罪被害者支援条例の対象になっているとかですね、あるいは新婚世帯がご自宅購入される際の利子補給制度の対象になるなど、ここ数年でメニューとしては二つも加わってきておりますので、先般のご説明の際には、ちょっとご説明できておりませんでしたけれども、補足をさせていただきます。

三成会長

はい。ありがとうございました。

はい、どうぞ。前田委員どうぞ。

前田委員

1点、少し質問というか、コメントに近くなるかも知れないんですけども、第4の宣誓の方法の2)のところで、15歳という要件について、民法上の行為能力の年齢に合わせているというご説明がありました。

もちろん、現行法との整合性っていうのは大変重要だと思うのですが、少し誤解が生まれぬかという懸念を感じておまして、もちろん15歳以上の方で、行為能力があるにもかかわらず、宣誓のときに自分の意思で署名ができないっていう、そのこと自体は問題になると思いますので、こういった断り書きというか注記があるのはいいかと思うんですけど、それでは15歳未満の子どもさんの宣誓についてはどう取り扱うのかという点については、やはり何らかの検討が必要だと思います。

といいますのは、もう一つですね、第8の受領書の返還のところ、(3)で、宣誓書に、氏名を記載された子らが満15歳に達した日以降にならないと、この子どもさんについては、自分でこの関係の解消を請求できないってということになりまして、そうすると、15歳未満の方っていうのは常にいわゆる親の意思決定でしか、その関係性っていうのを決定できないのかという、そういう問題点ってやっぱり出てくると思うんです。

先日、国の方で、児童福祉法が改正される法案が成立して、児童の権利条約の12条にある意思表明権、子どもの意思表明権を尊重する形で、いろいろな手続きのところ、地方自治体や児童相談所の方で、児童の意見をちゃんと聴取するような、手続き的な枠組みを整える方向で、国の制度も進んでいますので、例えば、たとえ小学生であっても、自分の意思で署名したいっていう意思を持っている子は、自分でできるとかですね、解消の面についても、何らかの形でどうしても子どもの側から、解消したいというような申し出があったときに、ちょっと柔軟に対応できるような、セーフガード的なものっていうのは、少し検討があっても、いいのではないかなというふうに思いました。

多くの自治体で15歳って要件が入っているのは承知していますけど、ただいくつかの自治体ではそういった年齢要件を課していないところも、実際にあると思いますので、少しコメントという形ですけども、申し上げさせていただきました。

三成会長

はい。ありがとうございました。

他に関連して、ご意見、ご質問ございませんか。

はい、どうぞ。

池上委員

今、先生おっしゃったように、パートナーシップ制度から、これをステップアップしてファミリーシップ制度、家族として認めていくというか、認知してっていう制度、素晴らしいと思うのですが、子どもさんの幸せっていうのを、どのように考えていくのかとか、子どもさんの制度に対するメリットっていうのが、このファミリーシップ制度を導入することによってどれくらい上がっていくのか、例えばその、お1人の親御さんにとっては親・子どもではあるけれども、戸籍上はパートナーの方の子どもさんとしては認められないというような現状が多いと思うのですが、そこをどうフォローしていったらいいか、例えばそのお子さんと、親子関係にないほうの親御さん、どのようにその子どもさんとこっちも関わっていけるのか、さっきのそのパートナーとの病院でのやりとりとかもそうなんですけれども、そういうのをやっぱりもう少しこう、フォローできるような形を、そこまでやっぱり盛り込んでいけるようになれば、今すぐには無理だとしても、それだとやっぱりかなり意味のあるものにものになる、里親さんになるとか、そういうふうなことも、出来るなら理想的かと。

高橋課長代理

ほそみ委員からもチャットで頂戴しておりますので、ご紹介させていただきます。

「大阪市のファミリーシップ制度、良いと思います。ぜひ国にも制度の導入を大阪市からも求めてください。そういう意味で、いる場所によって違いがあるのはやはりおかしいと思うので」というコメントをいただいております。

三成会長

ありがとうございます。

他は、いかがでしょうか。

どうぞ。

辻委員

以前から、パートナーシップを進めていただいて、今現在パートナーシップの届出が一体何組あるのかということが一つと、それをヒアリングする中でファミリーシップの声も出てきたんだろうと思っていますが、想定としてどれくらいファミリーシップに移行を希望されている数があるのかということ。

先ほど病院のお話も出ましたけど、スタートを8月からとしていただくにあたって、もう本当に先進的に取り組まれて、数も、圧倒的に大阪市は多いというふうにお聞きしているので、そういった部分でこのパートナーシップ、ファミリーシップの先進都市の宣言というわけではないけれども、パンフなり、チラシなり、それから今デジタルサイネージ、各駅でやっておられるので、大阪市はこういう取り組みをしていますよということを、きちっと周知徹底をしていただくことが一番大事なかなと。

先ほど病院が理解してないじゃなくて、その制度があるんですかみたいなところもあったりとか、ご家族なんですかみたいな感じになってしまうので、そういった部分で、おっしゃっていたように、病院、私立の病院たくさんありますので。

大阪の場合は高齢者の施設もたくさんありますし、福祉関係の施設、保育所、幼稚園、教育機関に、大阪市はこういう取り組みをしていますということをしっかり徹底していただくことで、随分ハードルが下がってくるんじゃないか、いちいち説明せなあかんからね、ご当人たちが。それはかなりの負担だと思うので、それをお願いしたいけど、制度上の問題とか、これから国も考えないといけないと思うんです。

法的な同性婚を認めるのか認めないとかまでいくかもわかりませんが、もうほぼ同等の権利を、享受できるような制度設計というのを、大阪市としても国に要望していくとか、議会で議決していくとか、私たちの仕事になりますけどね、そういったことも含めてやっていく潮流を、大阪市がやっぱりや、すごいね大阪市って言われるような取り組みに、追随するのではなくて、他でやってるからやるっていうのではなくて、これから大阪市が先頭切ってやりますよと。

やるからにはという方向性できちっとアピールをしていただければ、すごくありがたいなというふうに思いますのでよろしく申し上げます。

三成会長

はい。

福岡室長

すいません。

今しがた辻委員の方からお尋ねのございました、現行のパートナーシップのカップルの数なんですけれども、直近ではもう 410 組を超える数ということで、これ全国の自治体で一番多い数になってございます。

ただですね、潜在的に、これまで、もうこのファミリーにしたかったんだというお声がどの程度あったかっていうところまで、ちょっと把握には至っておりません。

これはふたを開けてみてどの制度の数が出てくるのか、ちょっと見届けることになろうかと思えます。

また、今ご指摘いただいた情報発信の部分ですね、これ実は私どもの局長からも、「情報発信なき施策は自己満足に過ぎない」というようなご指示をいただいておりますので、いろんな情報広報媒体を駆使して、ここはしっかり当事者の方に届くように、発信をしていきたいなというふうに思っております。

また国に対しての要望という部分と、直接的ではないんですけれども、実はこのパートナーシップの関係については、政令指定都市間の方で今ちょっと連携の芽が出つつございます。政令指定都市のみならず、衛星都市だったり一般市とも何らかこう連携していく形で、徐々に人口的な部分で、エリアが増えていくことで、国に対する一つのプレッシャーになるのかな、機運の醸成にもつながるのかなというふうに考えております。我々ももちろんその方向で、調整を進めてまいりたいというふうに考えております。

三成会長

ありがとうございました。

他、何かご意見ご質問ございませんか。

よろしいですか。

このパートナー、同性パートナーシップは、もう人口で、これを導入している自治体が人口全体のもう 5 割を超えておりますので、全体でおそらくこの 4 月現在で 3000 ぐらいのうちの 400 件ぐらい大阪市が占めるってことは、ものすごく先進的な実効性のある取組みをなさっておられるのだというふうに理解いたします。

ファミリーシップもですね、いくつかの自治体で導入しているんですけども、今日ご意見があったように、パートナー、同性パートナーが自分たちの子どもを、例えば、医者に病院に行った時にいろいろ支障なくいけばいいということだけじゃなくて、子どもたちのほうの要望というのをいかに汲み取

るか、制度的に汲み取るかということに配慮すべきだというのが、前田委員のご意見だったと思います。その辺りも十分に配慮してですね、制度設計していただけたらいいかなというふうに思いました。

とても先進的な取組みだと思いますし、大阪市のような政令市が率先して、しかも多くの全国の政令市でネットワークを築くという話になってくると、議会でもですね、ぜひ頑張ってください、国が法律を作っていないがゆえに今自治体がこういう先進的な努力をやっていくという状況になっておりますので、モデルとして全国の先陣を切っていただきたいというふうに思います。

では、続きまして、報告が3件ございます。

まず1点目が、大阪市の多文化共生指針に基づく行動計画についてのご説明です。

どうぞよろしくお願ひいたします。

泉担当課長

多文化共生担当課長、泉と申します。私からご報告させていただきます。

大阪市多文化共生指針に基づく行動計画につきまして、資料6-1ということで、令和3年度の取組み進捗状況のご報告、また資料6-2が、令和4年から6年度までの行動計画になってございます。続けてご説明をさせていただきます。

まず大阪市では、令和2年12月に多文化共生指針を策定しておりまして、この指針に基づき各所属におきまして取組みを推進しております。毎年度、取組みの進捗状況等を確認いたしまして、この行動計画の更新を行っております。

資料6-1をご覧ください。令和3年度の各取組みの状況につきましては、指針に基づく6つの基本的な方向性ごとに、それぞれの事業の取組み状況を確認いたしまして記載しております。1ページから13ページに、それぞれ進捗状況の概要として取りまとめております。本日、こちらの概要に従って説明いたします。

大変ボリュームのある資料となっておりますが、基本的に令和2年度からの継続事業となっております。令和3年度に新規取組として追加されました取組みを中心に、本日ご説明させていただきますので、各々の項目の事業詳細等につきましては、18ページ以降に記載しておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

それでは、1ページ目から。1、「多様な言語手段による情報提供相談対応の充実」、(1)「外国につながる市民への情報発信の充実」につきまして、行政情報の多言語化、やさしい日本語化による情報発信については、すべての区役所、また局・室におきましては、29所属のうち20所属で、それぞれ工夫した取組みを進めております。各所属の主な取組みは、別紙1としまして、後段76ページ以降、取りまとめておりますので、また後ほどご確認いただければと思います。

また、昨年度、新型コロナウイルス等に関しまして、ワクチン接種の案内、給付金等の案内、これらを多言語とやさしい日本語を用いて情報発信させていただきました。

2ページに移りまして、(2)「相談窓口の充実」では、こちらもワクチン接種の案内、給付金等の案内について、コールセンターで多言語対応を行うなどの取組みを実施しましたほか、窓口対応、各種相談

事業において、多言語音声翻訳アプリやトリオフォンを活用するなど、多言語の対応を行っており、それぞれの取組みにつきましても、別紙2としまして、後段89ページ以降に取りまとめておりますので、ご確認いただければと思います。

(3)「窓口対応スキル及び多文化共生に関する知識の向上」につきましては、やさしい日本語についての職員の知識、スキルの向上が図られるよう、情報発信や外国人住民と接する職員を対象に、全所属からの参加のもとで、基礎・応用・演習編と体系的なカリキュラムを実施してまいりました。

3ページに移っていただきまして、2、「日本語教育の充実」でございますが、各取組みについて、識字・日本語教室、国際交流センターにおける日本語学習支援事業等を引き続き実施してまいりました。

4ページ、3、「外国につながる児童生徒への支援の充実」でございますが、継続して取組みのほうを実施してまいりました。5ページになりまして、中央区では外国につながる児童の保護者に対し、相談事業を実施しまして、学校園への保護者説明会、懇談会の場において、支援を要する保護者に付き添い、理解が深められるようサポートするなどの支援体制を強化したところです。また、新規取組としまして、西淀川区と教育委員会事務局が連携しまして、外国につながる子どもの高校進学支援を目的とし、地域の民間団体等と実行委員会を組織し、外国につながる子どもと保護者を対象に、中学校卒業後の進路紹介相談会を実施するなどの取組みを進めております。

6ページ、4、「災害に対する備えの推進」でございますが、こちらも引き続き、防災意識の普及啓発の取組みを実施してまいりました。

7ページに移りまして、(2)「災害時の情報提供の充実」では、新規取組としまして、住之江区において、地震を知らない外国人住民に向けて、地震への備え、自助、共助の重要性を伝えるために、消防局の協力を得ながら、動画を作成し、やさしい日本語のチラシを作成、各関係所属に配布を行い啓発を実施しております。

また、(3)「災害時の支援体制の整備」では、災害時における外国人支援ネットワークの整備に向け、国際交流センターと区役所、地域活動協議会が連携しまして、防災訓練、防災教室を開催しております。

8ページに移りまして、5、「健康で安心して生活できる環境づくり」でございますが、(1)「公的年金、公的医療保険」では、新規取組としまして、西成区において、国民健康保険料の滞納者向け案内を送付した際の開封率を上げるため、大阪出入国在留管理局と連携し、封筒に多言語、やさしい日本語の案内のほか、大阪出入国管理在留管理局の名前を記載して送付するといった取組みを実施してまいりました。その他、福祉、保育等の取組みにつきましても継続実施しているところでございます。

11ページに移りまして、6、「多文化共生の地域づくり」でございますが、多文化共生についての市民理解の促進に向けた取組みを継続実施したほか、12ページに移りまして、(2)「生活ルールについての理解促進」におきましては、自転車マナーや交通ルールについて、民間事業者でございます株式会社YOLO JAPANと連携しまして、外国人住民に向けた多言語による情報発信を行ったほか、新規取組としまして、西成区では、多言語のチラシによる放置自転車啓発を実施しております。

(5)「外国につながる市民が活躍できるまちづくり」では、こちらも新規取組としまして、西成区において、地域活動協議会の認知度の向上を図るとともに、定住外国人の地域活動への参加を促すため、

多言語に対応した地域活動協議会のリーフレットを作成し、また、(6)「市政への参加」では、市民局におきまして、新規取組として、現状把握や課題の解決を目的に、外国につながる市民が参加できる意見交換会を実施してきたところでございます。

雑駁ですが、以上が基本的な方向性に向けた各取組み進捗状況の報告となります。

続きまして、資料6-2をご覧くださいませでしょうか。こちらが、行動指針の令和4年から6年度、の内容になっております。

先ほどの令和3年度の取組み実績、自己評価を踏まえ、各所属における令和4年度から6年度までの計画を集約整理したものとなっております。したがって、基本的に令和3年度の取組みを継続したのとなっておりますので、こちらも拡充する事業、新規取組みに絞ってご報告させていただきます。

では、11ページをご覧くださいませでしょうか。下段に記載しておりますとおり、外国につながる児童生徒の受け入れ・共生のための教育推進事業につきましては、教育委員会事務局において、外国につながる児童生徒のための母語・母文化の保障や、学校の多文化共生教育の推進に向けた取組みの充実を図ることとしております。

続きまして、14ページ。こちらは、下段に記載しておりますとおり、日本語の指導や学習支援が必要な児童生徒への支援事業としまして、浪速区では、令和4年度から学習補助や通訳などを行うサポーターの配置時間を700時間増やし、引き続き学校との連携を密にし、支援の必要な児童生徒に適したサービスが行えるよう、サポート強化を図ることとしております。

続いて15ページ。下段にございますとおり、西淀川区の、市立小中学校新入学生用「学校案内」に、新たにベトナム語での案内を追加しております。また、同じく西淀川区で進めております子育て支援情報の多言語化では、令和4年度の区内の子育て支援情報を地図上に示した子育て情報マップを新たに多言語化し、各所に配布する計画となっております。

少し飛びまして、23ページをご覧くださいませでしょうか。上段に記載しております外国人被災者対応を想定した防災訓練等の取組みを、区役所や関係機関と連携し、引き続き実施していくこととしております。

最後に、43ページ。こちらの中段になりますが、外国につながる市民のエンパワーメント推進に向けた実態把握事業でございます。新規取組としまして、市民局において、外国につながる市民と関わりのある支援団体などの実態把握を行うとともに、支援団体などが把握している当事者ニーズから課題等を明らかにしまして、より身近な地域の実情に応じた多文化共生の効果的な取組み方策の検討を行うこととしております。

以上が、令和4年度からの行動計画の報告となります。よろしくお願いたします。

三成会長

はい。ありがとうございました。

では、今ご説明いただきました大阪市の多文化共生指針に基づく行動計画について、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいですか。

では、あとまだ2点、ご意見をいただかないといけないものがございます。もう既に15時になっているんですけども、少し延長させていただきたいと思っておりますよろしいでしょうか。

はい。では、2の「インターネット上の誹謗中傷対策の動向について」のご説明をお願いいたします。

藤本課長

はい。人権企画課長です。

今回、インターネット上の誹謗中傷対策の動向として、本年4月1日に、大阪府において、インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例が施行されました。

ポイントについては「ここが大切！」と書かれた箇所になります。これは大阪府の啓発リーフレットなんですけども、大阪府民の皆さんの役割ということと、その下に「大阪府が担う施策」いうことで記載されています。特にこの中で、府の役割の(3)の行為者の誹謗中傷等を抑制するための相談支援体制の整備ということで、実際にそういった誹謗中傷をしている人に対してどうアプローチしていくのかというところが入っているというのが、一番の特徴かなと思っております。

今後、この条例の具体化につきましては、有識者会議を大阪府は設けていまして、第1回が5月25日に行われましたが、この中で具体的議論をされまして、年内に取りまとめをされると聞いております。

大阪市においても、様々インターネットに関する取り組みしているのですけれども、こういった大阪府の動向についても注目しながら進めてまいりたいと思っております。

これに関連しまして、ちょうど今週、6月13日に、インターネット上の誹謗中傷への対策として、侮辱罪を厳罰化するというのを盛り込んだ改正刑法が、参院の本会議で可決成立しております。こちらのほうはこの夏から施行される見通しと聞いております。内容については省略させていただきますが、こういった動きも引き続き注目しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

三成会長

はい。ありがとうございました。

では、インターネット上の誹謗中傷対策の動向について、ご意見とかご質問ございませんでしょうか。国の法律もできるという話も、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、3つ目の犯罪被害者等支援についてのご説明をお願いいたします。

西田担当課長

はい。共生社会づくり支援担当課長の西田でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは報告事項の3、犯罪被害者等支援についてご報告させていただきます。右肩、資料8と記載しておりますペーパーをご覧ください。

本市の犯罪被害者等への支援につきましては、平成19年度より相談窓口を設置し、その後、令和2年4月に、大阪市犯罪被害者等の支援に関する条例を施行し、支援策の充実を図り、犯罪被害者の方に平

穏な日常生活に再び戻っていただけるよう、途切れのない支援に取り組んでいるところでございますが、今年度、支援の充実を図りましたので、その内容等につきご報告させていただきます。主な取組みにつきましては、ご一読をお願いいたします。

「令和4年度における支援の充実について」をご覧ください。居住の安定に向けた支援といたしまして、「主な取組み」内の「日常生活支援等の各種支援」の中のアンダーライン部分、「市営住宅の優先入居、転居費用の助成」といった支援を行っておりますが、いずれも転居を前提とした支援となっております。

一方で、被害に遭われ、ダメージを負われた被害者にとって、実際の転居に至りますまでには一定の時間が必要となってまいります。その間、自宅が被害場所もしくは自宅の近隣が被害場所であった場合には、自宅に戻れない被害者等がおられます。そのような方には一時的な居住地の確保が必要となってまいります。そこで、被害発生から転居に至りますまでの間の一時的な居住地の確保に向けた支援といたしまして、大阪府警察の一時避難に係る宿泊制度、この制度は犯罪発生から基本3日間が助成の対象となっておりますが、この警察の制度をご利用された方を対象に、その後、最大、25日間の宿泊費用等を助成することとし、犯罪被害者等のニーズに合わせた支援制度の充実を図ったものでございます。

次に、「広報・啓発のうち重点的取組みについて」をご覧ください。今年度の重点的取組みにつきまして、2点ほどご説明をさせていただきます。

まず1点目は、市立小中学校の保護者向けリーフレットを活用した広報・啓発の実施でございます。目的といたしましては、万一子どもが犯罪被害に遭われた場合、その子どもがなかなかそのことを話せない。また、犯罪に遭っているのかわからないけれど不安に駆られているようなときに、保護者が子どもの変化、その被害に気づき、本市相談窓口にご相談いただくなど、関係機関と連携し、被害に遭われた子どもへの十分なサポート、ケアにつなげることを目的としております。取組みといたしましては、市立の小中学生の保護者向けリーフレットを作成し、各学校を通じて全保護者へ配布するとともに、リーフレットを活用した広報・啓発に幅広く取り組むものでございます。

2点目は、市内各警察署に対する協力依頼でございます。目的に犯罪被害者等に本市の制度の周知とありますが、条例が施行されて3年目であり、これまでから日常的に様々な制度周知にも努めておりますが、被害に遭われた方が制度を知らなかったということがないように取り組むものでございます。取組み内容でございますが、被害直後に直接、犯罪被害者等に接することが多い大阪市内の各警察署に対しまして、本市の犯罪被害者等支援施策を直接説明いたしまして、本市相談窓口の案内をいただけるよう、協力を依頼するものでございます。

ご報告は以上となります。よろしくお願いたします

三成会長

はい。ありがとうございました。

それでは、この犯罪被害者等支援について、ご意見、ご質問等ございますか。

ご説明を急いでやっていただきまして、ありがとうございました。

本日の審議案件は以上となります。本日ご議論いただいた内容やご意見、たくさんご意見をいただきましたけれども、今後人権行政の取組みを進めるにあたって、十分に市の方で反映ご活用いただけるよう、事務局でご検討のうえ着実に実施を図っていただくようお願い申し上げます。

また、いくつかの検討課題もあろうかと思えますけれども、それにつきましても論点を整理するなど、今後、取組みに反映させていただきたいと思えます。

委員の皆様、大変お疲れ様でした。ちょっと時間も超過して、申し訳ございませんでした。

それでは事務局に司会進行をお返しいたします。

高橋課長代理

はい。ありがとうございました。

時間のなかではございますけれども、最後、1枚ものを差し入れさしていただいております、こちらのことで、1件情報共有させていただきたいと思えますが、あと少しだけお時間いただけますでしょうか。

藤本課長

ありがとうございます。ちょっと駆け足で、最後に資料として追加させていただきました。

女性、困難な問題を抱える女性の支援に関する法律ということで、これまで女性の支援につきましては、いわゆる売春防止法が根拠となっていたのですが、近年現場の実態ニーズにそぐわないということで、新たな法律を求める声があったことで、国会の議員立法の形で、5月25日に、法律が成立しました。今申し上げたように、議員立法ということもありまして、流れとしましては国が今後、基本方針を立て、都道府県が基本計画の策定をしていく、市町村については市町村基本計画が努力義務ということになっております。まだ自治体への説明会も行われていないというふうに聞いておりまして、これからの施策となりますが、これも人権に関する最近の大きな動きとなりましたので、資料の方を入れさせていただきます。以上でございます。

三成会長

はい。情報共有ありがとうございました。

今までDV防止法で、被害者は買収防止法の部分の、婦人相談センターのところで支援を受けていたんですけども、それがもっと拡大された、適切な支援を受けるという方向に変わるという、そのご紹介でした。

ありがとうございました。

それでは事務局で司会進行を続けていただければでしょうか。

高橋課長代理

はい。ありがとうございます。

本日は、冒頭Web通信状況が悪く時間を要してしまいまして、誠に申し訳ございませんでした。し

かしながら、活発なご議論を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。

なお、本年10月末をもちまして、現在の審議会委員の任期が満了いたします。各委員におかれましてはこの間の大阪市人権行政へのご助言、誠にありがとうございました。

次回の審議会は委員改選後、来年2月ごろの開催を予定しております。

それでは、以上をもちまして、第45回大阪市人権施策推進審議会を終了いたします。

本日は誠にありがとうございました。